

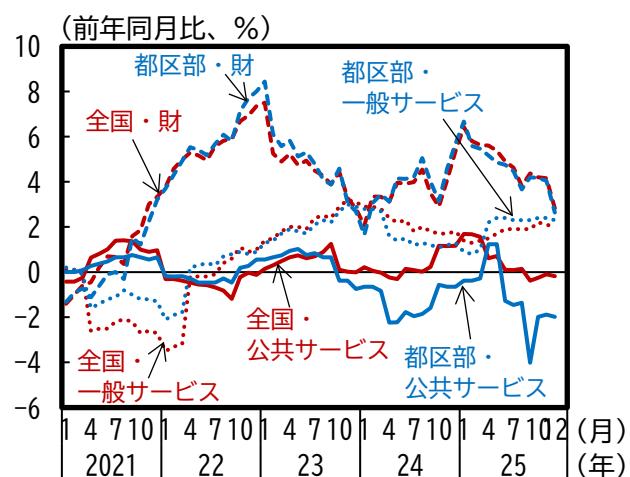
小売物価統計からみる公共サービス料金の地域差について

1. 総務省が公表する消費者物価指数(CPI)では、全国の結果に加え、東京都区部の結果も公表されている。中でも、各月末に公表される東京都区部の当月分指数の中旬速報値は、翌月に公表される全国の指数の先行指標として重要視されている。しかしながら、2024年以降、全国と都区部の前年同月比には、しばしば乖離が生じている(図1)。全国と都区部の前年同月比について、財、一般サービス、公共サービスごとの動向をみると、特に公共サービスの乖離が大きく、公共サービス料金の動向が全国と都区部の乖離の主因となっていることがわかる(図2)¹(なお、本稿では、「水道料」を財ではなく、公共サービスに分類する。)。

図1 CPI総合の全国と都区部の前年同月比



図2 CPIの財・サービス別の前年同月比



2. 公共サービスとは、その料金の決定や改定に、国会や中央政府、地方公共団体といった公的機関が直接関わっているサービスを指し、その価格決定方式により大きく4つに分類することができる。すなわち、①診療代や介護料など、価格を「国会や政府が決定するもの」、②鉄道運賃やタクシー代など、価格を「政府が認可・上限認可するもの」、③固定電話通信料や国内航空運賃など、その価格を「政府に届け出るもの」、④下水道料、保育所保育料など、価格を「地方公共団体が決定するもの」に分類される²(表3)。この分類ごとに全国と都区部のCPIの推移を比較すると、④の「地方公共団体が決定するもの」の価格が近年大きく乖離している(図4)。

¹ なお、図2において、一般サービスの前年同月比においても、2021年4月～2022年3月、2024年4月以降の期間で乖離がみられるが、前者は通信料（携帯電話）の下落に対する全国と都区部のウエイト差に起因するもので、後者は高等学校授業料（私立）に対する全国と都区部における支援拡充の開始時期の差等の政策要因によるものである。

² 公共サービスの類型等については、内閣府（2024）「令和6年度 年次経済財政報告」第1章を参照。

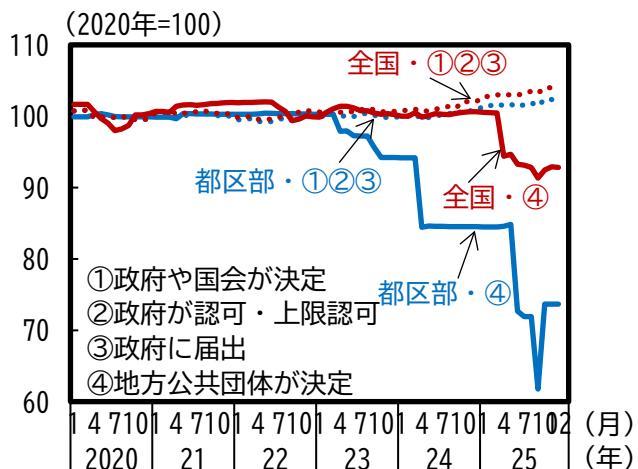
表3 公共サービスの分類とCPI対応品目

| 分類 | CPI 対応品目 |
|--|---|
| ①国会や政府が決定するもの | 診療代、介護料 等 |
| ②政府が認可・上限認可するもの (効率的な事業に要する費用に適正な利潤を加えた額(総原価等)と料金収入が等しくなるようにする「総括原価方式」等により設定) | 鉄道普通運賃(定期含む) ^{※1} 、一般路線バス代 ^{※1} 、タクシーデ、通信料(固定電話)、はがき、封書放送受信料(NHK)、自動車保険料、火災・地震保険料 等 |
| ③政府に届け出るもの | 運送料、航空運賃、鉄道料金(IR、在来線) 等 |
| ④地方公共団体が決定するもの | 学校給食、高等学校授業料(公立)、保育所保育料、下水道料、水道料 ^{※2} 、公営家賃 等 |

※1 鉄道運賃、乗合バス運賃の上限価格内での改定は届け出(③)

※2 CPI では財に分類されている

図4 公共サービス物価指数の分類別の推移



3. そこで本稿では、主に、CPI の基となる小売物価統計調査³を用いて、地方公共団体が価格を決定する公共サービスのうち、消費支出に占めるウエイトが相対的に高く、全国の地方公共団体において提供され、かつ利用に際して世帯の所得金額等の要件が課されない5つの品目⁴、すなわち、水道料、下水道料、学校給食(小学校)、保育所保育料、高等学校授業料(公立)を対象として、都市別の価格動向を確認し、料金水準の地域差の実態及びその傾向について議論する。
4. まず、水道料から確認すると、小売物価統計調査における、都道府県庁所在市の水道料の金額は、1,000 円台から 4,000 円台までの範囲で地域差がみられる(図5)。日本水道協会の水道料金表において、各都道府県の水道料金の平均価格をみると、人口密度の高い都市部で比較的低くなっている一方、北海道や東北地方では単価が高い傾向にある。この背景としては、水源からの距離等の地理的要因や利用者数等の人口要因が影響していると考えられる(図7)。また、2010 年から足下までの各都市の価格推移をみると、一部都市において、料金の段階的な引上げがみられるなど、緩やかな上昇傾向で推移しているものの、総じて、価格水準に大きな変化はみられない。一方で、2020 年以降、新型コロナ対策や物価高対策として、基本料金や使用料金の1~数か月程度の一時的な減免等を実施している都市が増えていることが分かる(前掲図5)。

³ 小売物価統計調査においては、全世帯が対象となる支援策については調査価格に反映される一方、特定の世帯のみが対象となる支援策については、基本的に調査価格に反映されない。そのため、同調査における価格は、当該都市に居住する全ての世帯が実際に直面する価格水準とは必ずしも一致しない点に留意する必要がある。

⁴ CPI における公共料金のうち、地方公共団体が価格を決定する品目は、学校給食(小学校)(ウエイト全国 1 万分比 17)、学校給食(中学校)(同 8)、公営家賃(同 15)、水道料(同 97)、下水道料(同 67)、自動車免許手数料(同 2)、高等学校授業料(公立)(同 19)、プール使用料(同 3)、保育所保育料(同 52)、行政証明書手数料(同 2) の計 10 品目である。本稿では、ウエイトの小さい自動車免許手数料、プール使用料、行政証明書手数料のほか、一部の地方公共団体で実施されていない学校給食(中学校)、入居あたり所得制限等があり、家計調査における二人以上の世帯の年間の支出金額が 0 円となる都市が含まれる公営家賃については、分析対象から除外することとした。

図5 小売物価統計における都道府県庁所在市の水道料の推移

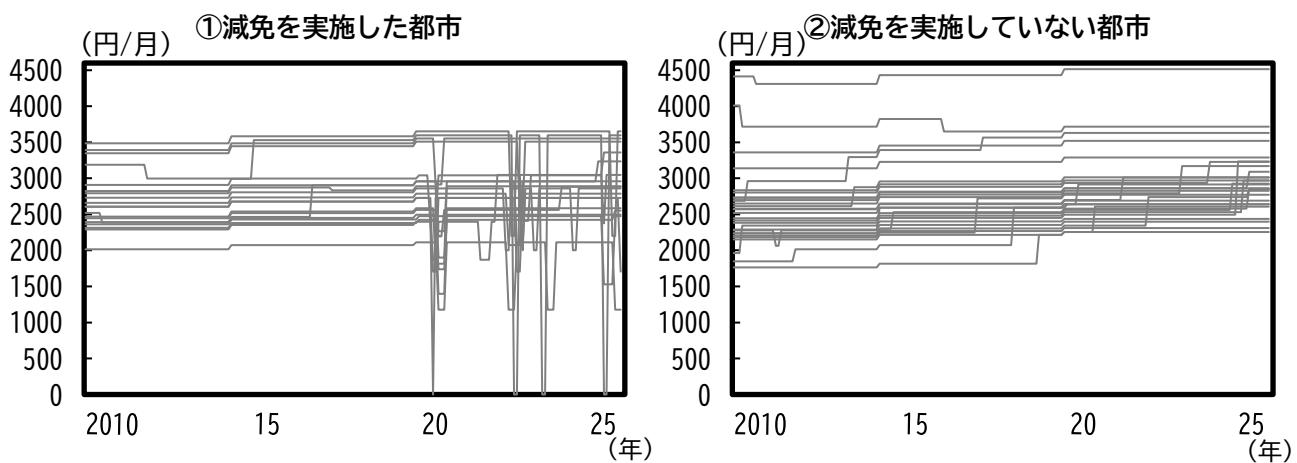


図6 小売物価統計における都道府県庁所在市の下水道料の推移

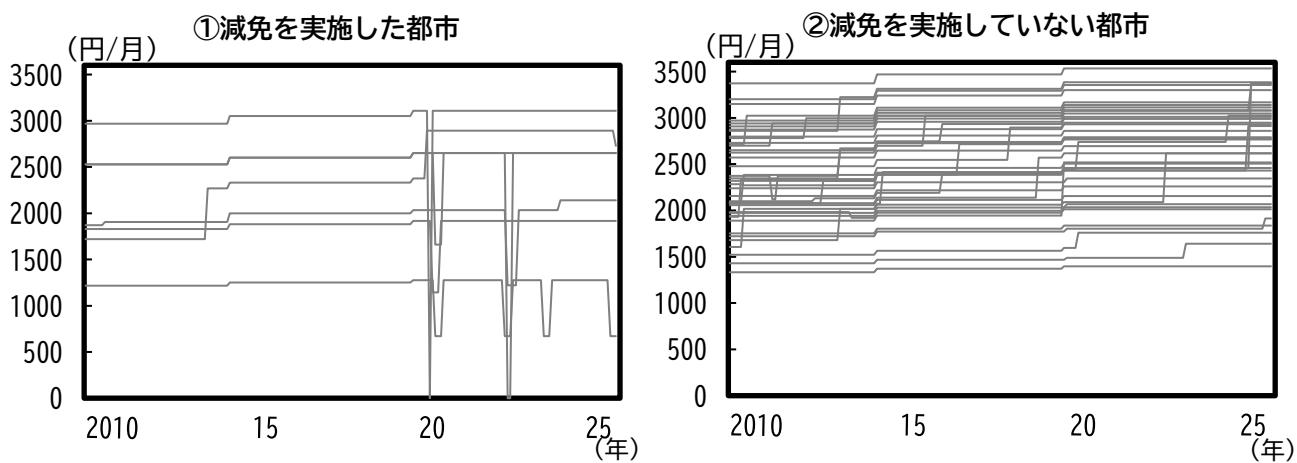


図7 水道料金の都道府県別月額平均

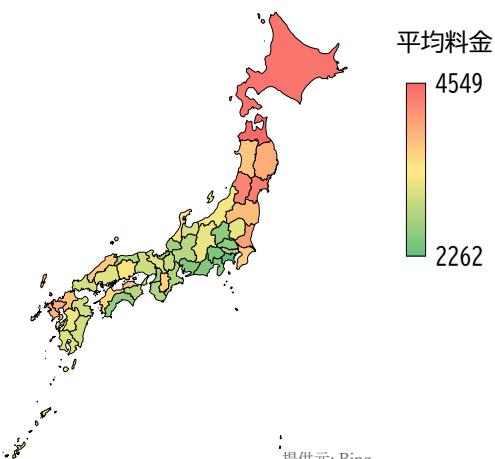
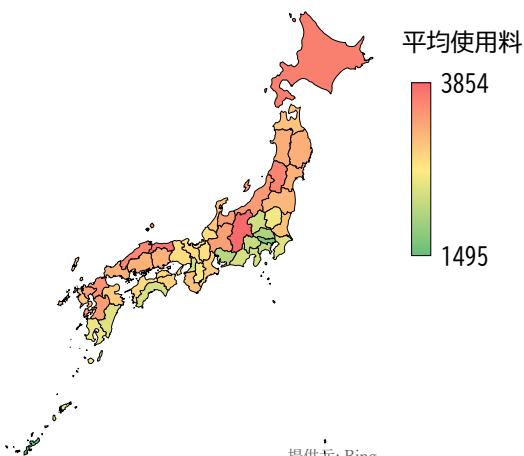


図8 下水道使用料の都道府県別月額平均

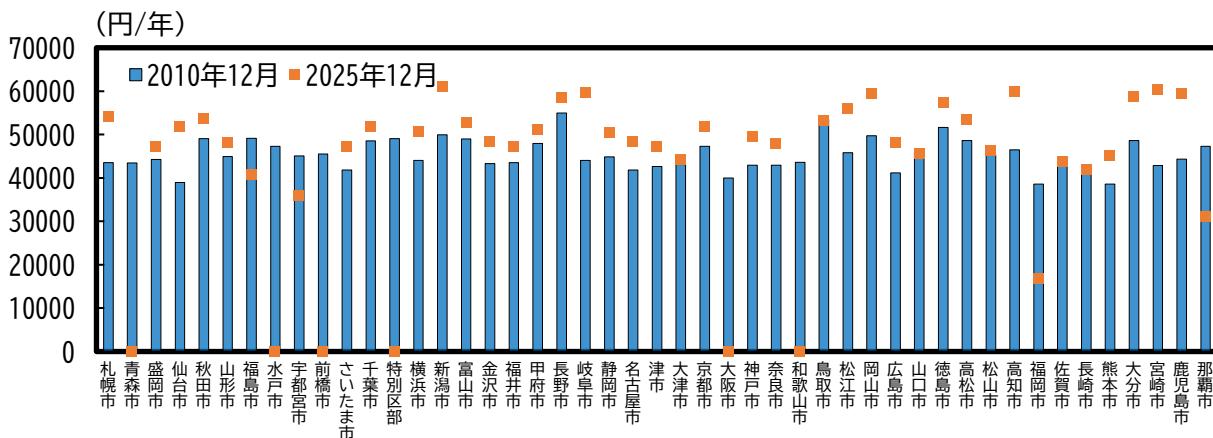


5. 下水道料についても同様に、小売物価統計における価格推移をみると、1,000 円程度から 3,000 円台半ば程度までの範囲で地域差がある。2010 年以降、大きな価格変化はないものの、水道料に比べ、消費税率引上げ時以外にも価格を引き上げている都市が多い(図6)。また、2020 年以降、水道料と同様、新型コロナ対策や物価高対策として下水道料の減免を実施している都市が存在するものの、累計で6都市と、その数は水道料に比べて限定的である。さらに、日本下水道協会の統計において、各都道府県の下水道使用料の平

均価格をみても、地域差が生じている傾向が示されており、特に関東の都市部において使用料の水準が相対的に低くなっている(図8)。これらの地域差を生じさせる要因としては、立地(高低差等)、人口密度、施設の建設時期等によるコストや、使用料水準や使用量改定に係る各事業体や地域の実情、改定のタイミングなど様々な事項が指摘されている。

6. 続いて、学校給食(小学校)の動向について、都道府県庁所在市における2010年と2025年の価格を比較すると、多くの都市において、2025年の価格が2010年時点の価格を上回っている。一方で、一部の都市では、価格が0円となっており、給食費の無償化に移行する動きも確認される(図9)。給食の無償化の実施状況については、文部科学省の調査によると、2023年9月1日時点で、全国1,794の自治体のうち、722の自治体が独自に給食の無償化を実施しており、そのうち、全体の約30%にあたる547自治体において、給食を実施する全ての小中学校の児童生徒を対象に無償化が実施されている。これら無償化の財源については、多くの自治体が自主財源を充てている一方、地方創生臨時交付金やふるさと納税の活用、都道府県からの補助を基にしている自治体もある。このように、学校給食費に関しては、各自治体の財政状況や政策判断によって、価格の上昇と無償化という双方向の動きが併存している。

図9 小売物価統計における学校給食(小学校)の価格の変化



7. 次に、保育所保育料の動向については、2019年10月に国が開始した「幼児教育・保育の無償化」により、3歳から5歳のすべての子どもの幼稚園、保育所、認定こども園の利用料が無料となったことで、価格が大きく低下しているが、それらの時期を除けば、各都市の価格水準はおおむね横ばいで推移している(図10)。また、国による無償化の支援だけでなく、地方公共団体が独自に子育て支援策を拡充する動きもみられ、最も高い都市の価格は最も低い都市の価格の約2倍程度で推移するなど、地域差が大きい状況にある。特に、2024年度中頃以降、子どもの出生順や世帯の所得階層にかかわらず無償化を実施する都市も表れるなど⁵、施策の拡充により地域差は拡大傾向となっている。
8. 公立高等学校の授業料については、国が実施している高等学校等就学支援金制度により、一定の価格変動はみられるものの、地域差は非常に小さい(図11)。2024年4月には、東京都が国の就学支援金に上乗せして独自に実施している授業料軽減助成金制度の所得制限を撤廃したことにより、都内における公立高等学校の授業料は無償化された。さらに、2025年4月からは、いわゆる高校無償化の先行措置として、高校生一人当たり年11.88万円の就学支援金の支給について、収入要件が撤廃されたことで、公立高等学校の授

⁵ 2024年10月から青森市が保育所、認定こども園、地域型保育を利用する子どもを対象に2歳児クラスの保育料全額公費負担を実施しているほか、2025年9月から東京都が保育料等の第一子無償化を開始し、出生順にかかわらず全ての子どもの保育料が無償となった。

業料は全国でも実質無償化された。これらの支援策の拡充により、公立高等学校の授業料における家計の負担額は減少している。

図 10 保育所保育料(2、5歳児計)の価格の推移

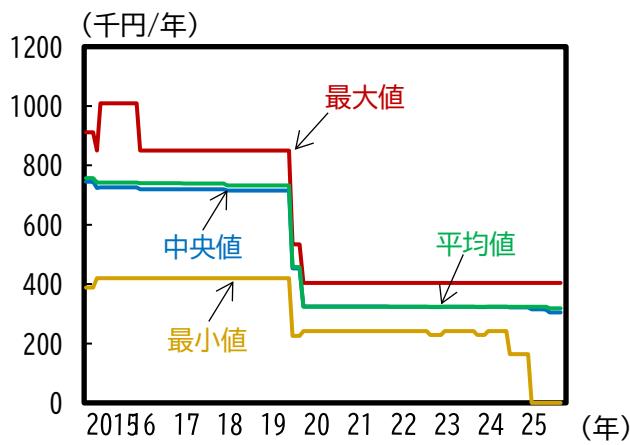
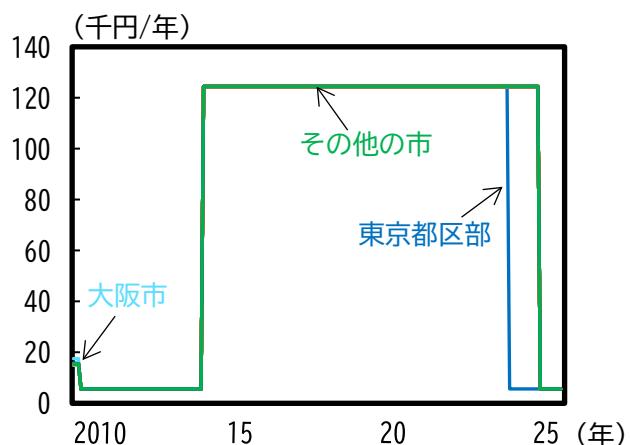
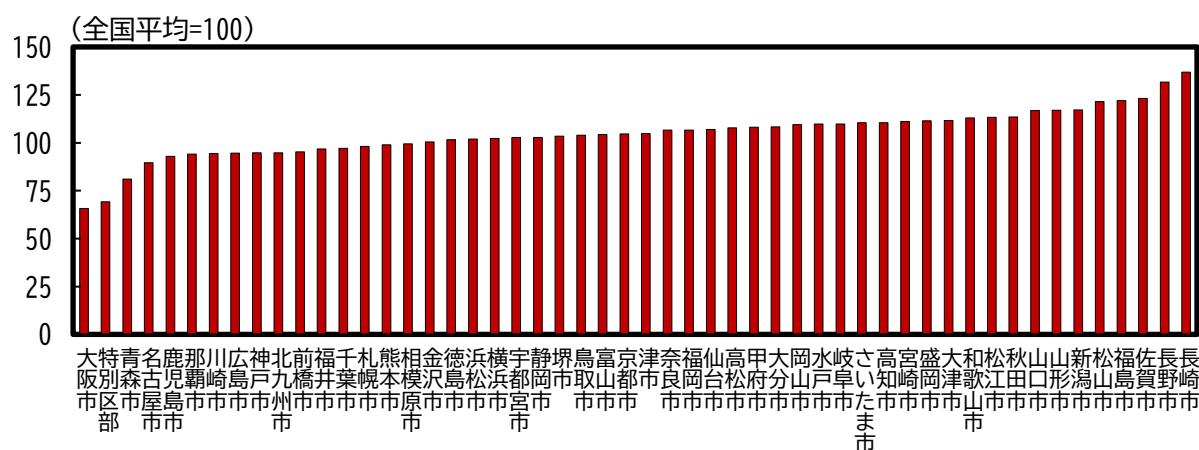


図 11 公立高等学校授業料、入学科の価格の推移



9. これら地方公共団体が価格決定に関与する公共サービス5品目(水道料、下水道料、学校給食(小学校)、保育所保育料、高等学校授業料(公立))について、全国の都道府県庁所在市及び政令指定都市における当該5品目の物価水準の平均を100とし、各都市の物価水準を指数値として示す地域差指数を作成した。2025年の結果をみると、大阪市で料金水準が最も低く、次いで東京都区部となり、都市間比率(最も高い都市÷最も低い都市)は2.1倍と、地域差があることが窺える(図12)。また、地方公共団体の財政力との関係をみるため、地域差指数と財政力指数の比較を行った。その結果、都道府県と、都道府県庁所在市及び政令指定都市に限ってみれば、総じて、財政力指数が高い都道府県・都市ほど家計の料金負担が少ないという傾向が明確にはみられないものの⁶、相対的に財政力指数の高い東京都や大阪市では地域差指数が小さいことがみてとれる(図13、14)。

図 12 地方公共団体が価格を決定する主な公共サービス品目の消費者物価地域差指数(2025年)



⁶ 文部科学省の給食無償化に関する調査においても、財政力指数が高い自治体ほど、独自の給食無償化を実施している割合が高い、との傾向はみられないとされている。

図 13 地域差指数と財政力指数(市町村)

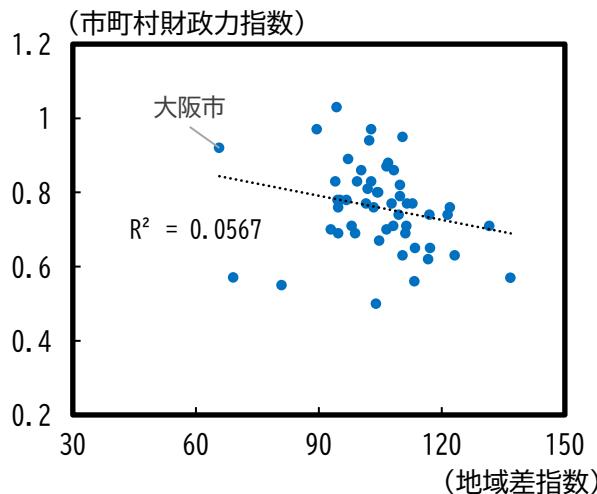
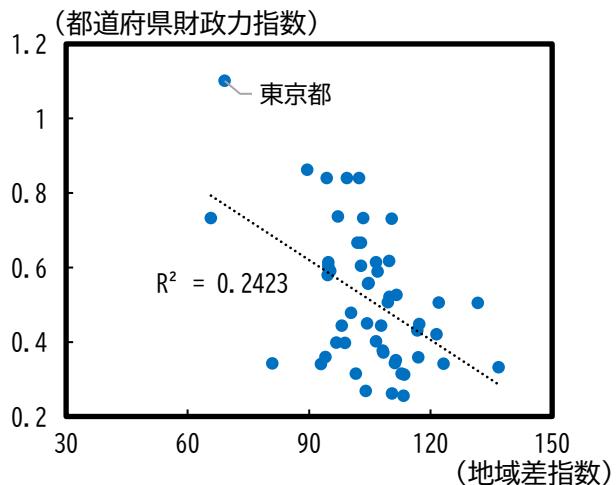


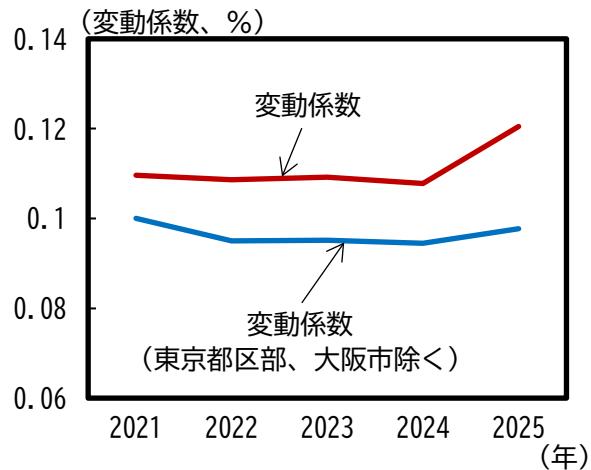
図 14 地域差指数と財政力指数(都道府県)



10. このように、公共サービスのうち、その料金を地方公共団体が決定、改定することができる品目の価格については、各地方公共団体の地理的要因から生じるコスト差や利用者数等の人口要因に加えて、近年では、物価高対策や子育て支援を目的とした各地方公共団体独自の支援策の有無も影響し、地域間の価格差が生じている。現時点では、地方公共団体の財政力と公共サービス料金の消費者物価との間には必ずしも明確な相関はみられないものの、財政力指数の高い東京都では、子育て世帯等を対象とした各種負担軽減策を拡充しており、小売物価統計からも家計の負担額が相対的に低いことが確認された。
11. 地域間のこの価格差のばらつきを見るために、地域差の経年変化を地域差指数の変動係数から確認すると、2021 年以降おむね横ばいで推移してきたものの、2025 年には幾分拡大傾向にある。(図 15)。今後、地方公共団体間の財政や人員などの体力格差が、公共サービス料金の家計負担額に反映され、価格の地域差が拡大する可能性も考えられる。2025 年6月に閣議決定された地方創生 2.0 基本構想では、東京圏へのヒト・モノ・カネの一極集中が進行した結果、地方公共団体が行う行政サービスに地域差・偏在が生じ、そのことが更なる一極集中を招いているとの指摘がなされている。また、同年 12 月に閣議決定された地方創生に関する総合戦略においては、国の役割として、こども・子育てや教育に関する国の役割や、ナショナルスタンダードの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を財源も含め検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずることが掲げられている。公共サービスは、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものであり⁷、その全国的な公平性の確保は重要である。特に、今回対象にした公共サービス5品目(水道料、下水道料、学校給食(小学校)、保育所保育料、高等学校授業料(公立))は住民生活を支える基礎的な社会インフラといえる。したがって、地方公共団体の財政力等を背景にした支援策の有無やその水準の差異等により、居住地域に起因する公共サービス価格の格差が過度に拡大し、固定化する状況は必ずしも望ましいとは言い難く、地方創生の観点からも、国と地方公共団体の適切な役割分担を踏まえつつ、地方公共団体が決定する公共サービスの価格について、その支援の在り方も含めて検討することが重要である。

⁷ 公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）。

図15 地域差指数の変動係数



12. また、上下水道をはじめとした基幹インフラ事業については、人口減少等による料金収入の減少や、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大、災害への備えの必要性の増大など、経営環境は厳しさを増している。能登半島地震や埼玉県八潮市での道路陥没事故といった近年の事例は、これらの課題への対応の緊要性を改めて浮き彫りにした。このような状況を踏まえ、地方公共団体においては、広域的な連携など、インフラの維持管理・経営基盤の強靭化に資する取組なども進められている。将来にわたる安定的・持続的な公共サービスの提供のためには、短期的な物価高対策による家計の負担軽減という観点だけでなく、中長期的視点で財源を措置し、投資を確保していくことが求められ、その際の費用負担の在り方についても議論していくことが必要である。

(備考)

1. 図1、2、4は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。なお、図2では、「水道料」を財ではなく、公共サービスに分類している。また、図4では、分類①～③を統合して1本の折線で表している。
2. 表3は、総務省「消費者物価指数」、消費者庁ホームページ、各種公表資料等により作成。
3. 図5、6は、総務省「小売物価統計調査」により作成。都道府県庁所在市の価格推移を示している。
4. 図7は、公益社団法人日本水道協会「水道料金表(令和6年4月1日現在)」により作成。家庭用月20m³の料金。
5. 図8は、公益社団法人日本下水道協会「下水道統計(令和4年度版)」により作成。家庭用月20m³の使用量。
6. 図9～11は、総務省「小売物価統計調査」により作成。図9、11は都道府県庁所在市の価格を対象としており、図10は都道府県庁所在市及び人口15万以上の市計76都市の価格を用いている。また、図10は、保育所保育料の2歳児と5歳児の金額を合算した値を表している。
7. 図12は、総務省「小売物価統計調査」、「家計調査」により作成。地域差指数Iは、総務省統計局の「消費者物価地域差指数の作成方法(2020年基準)」に従い、以下のとおり算出した。

$$I_{ag} = \sqrt{I_{ag}^L \cdot I_{ag}^P} \quad a: \text{比較都市(都道府県所在市及び政令指定都市)}, g: \text{費目・類}$$

$$I_{ag}^L = \frac{\sum_{i \in g} \left(\frac{P_{ai}}{\bar{P}_{oi}} \right) W_{oi}}{\sum_{i \in g} W_{oi}} \times 100 \quad 0: \text{全国}, i: \text{品目}, \bar{P}: \text{平均価格(加重算術平均)}, \frac{P_{ai}}{\bar{P}_{oi}}: \text{品目別価格指標}, W_{oi}: \text{品目別・全国ウエイト}$$

$$I_{ag}^P = \frac{\sum_{i \in g} W_{ai}}{\sum_{i \in g} \left(\frac{P_{ai}}{\bar{P}_{oi}} \right)} \times 100 \quad \hat{P}: \text{平均価格(加重調和平均)}, \frac{P_{ai}}{\bar{P}_{oi}}: \text{品目別価格指標}, W_{ai}: \text{品目別・都市別ウエイト}$$

ウエイトの作成方法：家計調査における都道府県庁所在市別1世帯当たり年間の品目別支出金額(二人以上の世帯)の各年の値に、直近の国勢調査における市町村別二人以上世帯数を用いて作成した調整係数を乗じて市町村別総支出金額を算出し、当該市町村のウエイト(W_{ai})を算出した。

平均価格の作成方法：小売物価統計調査(動向編)における都市別月別小売価格から、品目別・都市別年平均価格(\bar{P}_{ai})を単純算術平均により算出し、全国の年平均価格は、それぞれ以下の式により算出した。

$$\bar{P}_{ki} = \frac{\sum_{a \in k} C_a \bar{P}_{ai}}{\sum_{a \in k} C_a} \quad \hat{P}_{ki} = \frac{\sum_{a \in k} W_{ai}}{\sum_{a \in k} \frac{1}{\bar{P}_{ai}} W_{ai}} \quad k: \text{全国}, C_a: \text{都市別総合ウエイト} (\sum_i W_{ai})$$

8. 図13、14は、総務省「小売物価統計調査」、「家計調査」、「財政指標表」により作成。地域差指数については、図12で算出した都道府県庁所在市及び政令指定都市の値を用いている。また、財政力指標は、それぞれ対応する都市または都道府県の指標を使用しており、東京都区部については、特別区23区の単純平均値としている。
9. 図15は、総務省「小売物価統計調査」、「家計調査」により作成。変動係数は、図12で算出した地域差指数の標準偏差をその平均値で除することにより算出した。

(参考文献)

国土交通省(2025)「上下水道政策の基本的なあり方検討会資料」

内閣官房(2025)「地方創生2.0 基本構想」

内閣官房(2025)「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」

内閣府(2024)「令和6年度 年次経済財政報告」

内閣府(2024)「地域課題分析レポート(2024年春号)」

文部科学省(2024)「給食無償化」に関する課題の整理について」

担当：内閣府 政策統括官(経済財政分析担当)付参事官(総括担当)付

豊川 浩氣 (直通 03-6257-1569)

本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、必ずしも内閣府の見解を示すものではない。